

四日市市防災教育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第34号

四日市市防災教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市防災教育センター条例施行規則（平成9年四日市市規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) <u>毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の最も近い休日でない日とする。</u></p> <p>(2) <u>毎月第3木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日以降の最も近い休日でない日とする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(利用者等の遵守事項)</p> <p>第7条 センターの使用許可を受けたもの及びセンターを利用するものは、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) <u>月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に定める休日に当たるときは、その翌日</u></p> <p>(2) <u>祝日法に定める休日</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(利用者等の遵守事項)</p> <p>第7条 センターの使用許可を受けたもの及びセンターを利用するものは、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の</p>

各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 火気を使用しないこと。

(2)から(5)まで (略)

各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2)から(5)まで (略)

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

<p>四日市市防災教育センター 使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>四日市市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p>四日市市防災教育センターの施設の使用許可を受けたいので、申請します。</p>		
使 用 目 的	行事の名称	
	行事の内容	
使用日及び使用時間	年 月 日 午前 時 分 ～ 午前 時 分 午後 時 分 午後 時 分	
使用責任者氏名		
使用人員		

備考 使用後は、原状復帰及び施錠を行うとともに、直ちに終了の旨を管理責任者に連絡してください。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)